

社会福祉法人 わかくさ会

くすの木保育園

(重要事項説明書)

令和8年度 (2026年4月～2027年3月)



流山市大畔544番地5

TEL 04-7136-2618

FAX 04-7136-2619

法人の概要

設立主体	社会福祉法人 わかくさ会
所在地	流山市大畔198番地
連絡先	04-7159-2700
代表者氏名	理事長 岩根 宏

園の概要

施設の種類と 施設名称	保育所 くすの木保育園
所在地	流山市大畔544番地5
連絡先	電話番号 04-7136-2618 FAX 04-7136-2619
園長	岡安江津子
利用定員	3歳以上の児童 51名 1歳以上3歳未満の児童 30名 0歳児の児童 9名 計90名
開設年月日	2022年4月1日 (令和4年4月1日)

施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地面積	敷地全体 1677.41m ² 屋外遊技場 524.78m ²
園舎構造	木造 2階建て
建築面積	484.38m ²

(2) 設備

保育室	5室 (クラス名と年齢は別記)
ホール	1室
調理室	1室
教材室	1室
図書室	1室

開園時間

月～金曜日	7:00～19:00
基本の保育時間	7:00～18:00
延長保育時間	18:01～19:00 (標準保育認定)
朝	7:00～8:15 (短時間保育認定)
夕	16:16～18:00 (短時間保育認定)

土曜日	7:00～18:30
かやの木保育園で合同保育	
基本の保育時間	8:00～11:30
延長保育時間	朝 7:00～7:59 夕 11:31～18:30

休日

曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3)

保育理念 「くすの木保育園ってどんな保育園？」

保護者と共に子育てする保育園です

“働くこと”と“子どもを産み育てること”の両立や“子育てに安心できるよりどころを”と願う市民が、地域の保育要求調査（アンケート）をおこない、多くの方々の賛同をいただいて 2001 年に設立された姉妹園「かやの木保育園」の保育を基礎に、地域社会の養育機能の向上という役割を受けとめ、保育園を運営していきます。また、設立・運営していく上で市民の方々の“寄付金”が財源ともなっています。

一人ひとりの子どもを大切に作る保育園です

「くすの木保育園」は、子どもの自ら成長する力と可能性を最大限発揮できるよう、一人ひとりの子どもを大切に作る保育を目指します。そのために部屋の空間、設備、子どもの成長に必要な道具、遊具など、園全体の雰囲気とクラスの環境を作ります。

産休明けから就学前までの保育と、離乳食から幼児食、またアレルギー食、おやつなど、子どもの成長と発達を中心にした完全給食を実施します。

開園時間は、平日 7:00 から 19:00、土曜日は 7:00 から 18:30 です。子どもたちは、落ち着いた家庭的な雰囲気をもった環境の中で生活します。

子育てを応援する保育園です

子育て相談では、乳幼児の保育についての相談・援助をします。必要に応じて嘱託医の指導や、児童相談所・幼児発達支援センター「つばさ」など他機関とも連携して実施します。

地域子育て支援センター「かるがも」と連携し、子どもを取り巻く専門家・参加者が育児・あそび・発達などの知識、経験、技能を生かし、また、保育園の施設も活用して、あそび場の提供、子育て講座など、地域のニーズに基づいて実施します。

こどもの「最善の利益」を尊重し、実践します

早朝から 18:30 までは担任職員がローテーションを組んで担当し、18:30 以降 19:00 までの延長保育は保育士 2 名が担当します。「くすの木保育園」の職員は、子どもの成長と発達を中心に考え、常に専門性の向上に努め、家庭や地域社会と連携していきます。

運営方針

くすの木保育園（以下「当園」という）は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は保育の提供にあたっては、乳幼児の最善の利益を尊重し、一人ひとりの子どもを大切に、子ども自身が持つ豊かに伸びていく力と可能性を最大限に発揮できるよう援助します。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。日々の生活は乳幼児の自発的なあそびを中心とし、発達にそぐわない早期教育は行いません。
- (3)「当園」は子どもと大人が季節を一緒に楽しむ行事を行います。
- (4)「当園」は利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

1 職員体制（2026年4月1日現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	17	14	3	
栄養士	3	3		
調理員	1		1	
事務員	2	1	1	
保育補助	1	1		
給食補助	2		2	
用 務	1		1	
交通誘導員	3		3	

〈各職種の勤務体系〉

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8：00～16：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：30～17：45）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～18：30 内 8.25h のローテーション）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～18：30 内 8.25h のローテーション）
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（8：15～16：45 内 8.25h のローテーション）
事務員	正規の勤務時間帯（9：30～17：30）
延長保育士	正規の勤務時間帯（10：45～19：00）

第三者評価の実施について

定期的の実施予定

2 保育の計画（抜粋）

くすの木保育園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、保育その他の便宜を行います。（*保育の内容に関する全体的な計画は別紙参照）

*乳児

- ・ 乳児は発達に合わせた保育ができるようクラス編成を行う。
- ・ 一人一人の子どもの生活背景も含めて理解することに努め、保護者と保育園の共同の子育てを課題とする。
- ・ 個々の違いを踏まえて育児・あそびを援助する。
- ・ 育児・あそびにおいて、子ども自身が自ら行う行為を助け、幼児期へつながる自分自身がそふしたい、しないではいられないという内的要求を育てるような経験を多くする。
- ・ 一人一人の子どものをよく観察し知ることを通じて、子どもの発達を助ける遊具や環境の整備・研究をすすめる。
- ・ 大人はあらゆる場面で行為に言葉を添え、子どもの気持ちを受け止め、言葉で表わす。
- ・ わらべうたを通じて情緒を育む。
- ・ 保護者の気持ちや生活背景に寄り添い、乳児期の発達や育児について先の見通しを示しつつ、今その子に必要な具体的な方法を伝える力をつける。
- ・ 感染症に関する知識や対応方法について学び、子どもの健康な生活を保障する。
- ・ 2歳児を乳児から幼児への移行期としてとらえた生活とあそびを研究・組織する。

*幼児

- ・ 年齢に沿った発達の保障と落ち着きのある生活の中で3歳児は単独クラス、4・5歳児は異年齢混合保育を行う。
- ・ 4・5歳児は異年齢混合による生活とあそびの中で、さまざまな人間関係（社会性）や知恵（知識・経験）を主体的に学べるよう援助する。
- ・ 保育環境を整え、保育者は子ども主体の生活とあそびについて実践・研究を行う。
- ・ 子どもの発達や興味・関心に即した遊びを通じて様々な経験ができるよう、地域資源や保護者の協力を得るよう努める。
- ・ 発達に即した体育の課業を行い、心身共に健やかな育ちを援助する。
- ・ 子どもの気持ちや言葉に耳を傾け、子ども同士の関係性を育む。
- ・ 健康な生活が営めるよう基本的な生活習慣の形成を家庭と協力する。
- ・ 当番活動等を通じて、集団の中の自分の役割を意識化できるよう援助する。
- ・ 一人ひとりの子どもの発達を捉え、保護者と共通認識をもってその子に必要な援助を行う。必要に応じて専門家の力も借りる。
- ・ 季節を通じた日本の伝統的な行事を大切に、子どもと大人と一緒に楽しむ。
- ・ 幼児期の学びを共有する等小学校との連携を進め、子ども達のスムーズな就学を援助する。
- ・ 地域の中で育つ子どもとして、地域資源を生かした経験を通して多様な人々との交流を行う。

*給食

- ・ 年齢、個人の段階を踏まえた食事の献立の研究、安全な食材、旬の材料の使用に努める。
- ・ 食品の安全性について正しい知識を得るよう努め、安心安全な給食の提供に努める。
- ・ 子どもの発達と栄養摂取状況を分析的にとらえ、バランスの取れた献立を工夫する。
- ・ 「食」を文化として捉え、園の食につながる多様な情報（考え方、ノウハウ、体験など）を在園児、保護者、地域に対し発信・交流する。
- ・ 地域の子育て環境やニーズを把握し、多様な地域の人々や専門機関と連携をとりつつ在園児の保護者、地域の保護者に対し支援（食育）を行う。
- ・ アレルギー食は、医師との連携で行う。
- ・ 食中毒を防ぐ為の衛生管理に努める。

3 保育時間

標準認定 7:00～18:00 (11 時間) 短時間認定 8:15～16:15 (8 時間)

	7:00～	8:16～	16:16～	18:01～19:00
標準認定 (11 時間)	基本の保育時間 (11 時間) (利用時間＝勤務時間＋通勤時間で申請)			延長保育料 (標準認定)
短時間認定 (8 時間)	延長保育 15 分 ×100 円	基本の保育時間 (8 時間)	延長保育 15 分 ×100 円	18:01～18:30 1 回 50 円
				18:01～18:40 1 回 100 円
				18:01～18:50 1 回 150 円
				18:01～19:00 1 回 200 円

- ① 保育の提供に当たってはフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」(標準認定)と主にパートタイム就労や育児休業等を想定した「保育短時間」(短時間認定)の2区分が設定されています。自治体より保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労状況等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量が設定されます。
標準認定の方は「利用時間申請書」を「主に送迎する人の勤務時間 + 通勤時間」で園に申請し、園長に承認された時間帯を利用することができます。
- ② きょうだいの習い事の送迎や付き添いを理由とした保育は行いません。きょうだい一緒にお迎えをお願いします。
- ③ 土曜日について
* 土曜日は、職員体制が平日より薄くなるため、父母のいずれかが土曜日休暇の家庭は、特別の事情がない限りお休みをしてください。(木曜日までに利用届出をクラスにしてください。)
- ④ 土曜日保育
かやの木保育園の施設を利用し、かやの木保育園と合同保育を行います。
認可保育園は国の最低基準により、登園するお子さんが例え一人であってもすべての時間帯で2名の保育士配置が必須です。少人数の土曜保育でも7:00～18:30(11時間30分)の開園時間内に最低4名の保育士配置が必要なため、2園の職員が協力して保育を行います。
- ⑤ 朝夕の送迎
基本は各部屋で行いますが、早朝と夕方については若干の変更があります。
* 保育園の送迎は、原則、送迎中のお子さんの安全確保に責任の持てる、18歳以上の保護者が行ってください。18歳未満の方のみのお迎えの場合、お子さんの引き渡しはできません。
- ⑥ 夜のお迎え
* 18:30以降の延長保育は1歳児室「くるみ」(1階)で行います。
- ⑦ 保護者が平日に休みで、保育を希望する場合は8:15～16:15の保育時間にご協力ください。
その場合は、保護者の居場所と連絡先を担任にご連絡ください。
- ⑧ 短時間認定の方が朝8:15以前と16:15以降の保育を利用される場合、延長保育料がかかります。(「8 延長保育」参照)

4 保育に際してのおねがい

- ① 慣らし保育は入園から1週間位を目安に行います。個別に相談して決めます。
- ② 朝は9:00までに登園して下さい。
 - * 登園時間が9:00を過ぎる場合には、食事準備の都合上連絡をしてください。
 - * 受診等により登園時間が11:00を過ぎる場合は、昼食を済ませてから登園させてください。
 - * 帰りは可能な限り決めた時間までにお迎えにきてください。
- ③ 土曜日と園内研修日は18:30までの保育です。保育時間内にお迎えに来てください。時間に遅れた場合、一人1000円の遅刻料金が発生しますので、ご注意ください。
- ④ 乳児、幼児とも完全給食です。粉ミルクは「アイクレオのバランスミルク」を使っています。アレルギー食についてはミルクの変更・除去食等医師の診断・指示により行います。保護者と栄養士で面談を行い、状況を互いに理解した上で対応します。
- ⑤ 保育中の病気やケガについて。

重症の場合、医師の診療を受けます。連絡を受けましたらできるだけ早くお迎えに来て下さい。マイナンバーカードと連動の保険証利用が進んでいる為、個人情報保護の観点から医療費の清算は保護者をお願いします。
- ⑥ 休まなければならないときは以下のとおりです。
 - a. 37.5℃以上の発熱がある場合は、解熱後24時間の経過観察後に登園させてください。
 - b. 下痢・嘔吐症状がある場合は、症状が治まり24時間の経過観察後に登園させてください。
 - c. 次のページの「感染症一覧」に該当する病気にかかった時は、医師の許可が出るまで休み、ガイドラインに沿って「意見書」「経過報告書」「登園届」のいずれかを園に提出してください。
- ⑦ お子さんが入院した場合入院日数にかかわらず登園には医師からの「意見書」が必要です。
- ⑧ お子さんが頭部打撲をした際は、24時間ご自宅で経過観察した後に登園をさせてください。
- ⑨ 病気や回復期に薬を飲む必要があるときは、1回分ずつ小分けにし、薬に記名をした上で、「投薬連絡票」に服用目的、服用方法を記入して持参してください。(売薬、解熱・鎮痛剤はお預かりできません。) 朝の投薬は家庭の責任をお願いします。

※各書類は巻末のページをコピーするか園のホームページからダウンロードできます。

☆ 保育園は集団生活の場です。抵抗力の弱い、乳・幼児が共に生活するため、感染症の予防と、感染拡大を防ぐことが大切です。保育園は流山市保育課と松戸保健所の指導のもと感染拡大対策に取り組んでいます。

保護者の皆様は送迎の際、保育室に向かう前の、手洗い・うがいにご協力ください。

咳があるときはマスクの着用を、お子さんも含めてお願いします。

☆ 保護者の皆様の多くは仕事をもつ身です。感染症を広げるとお互いに仕事を休まなくてはなりません。早めの受診と治癒してから登園をさせていただくよう、ご協力ください。

【感染症一覧】

意見書

経過報告書

登園届

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹（ちょう）後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること（乳幼児）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳せきが治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

5 届 出

- ① 欠席する時、通院等で登園が通常より遅くなる時は、午前8：00～9：00の間に連絡をして下さい。
また、通常の迎えの時間に間に合わない時は、必ず早めに連絡して下さい。
- ② 住所、勤務先、保育時間、世帯員の変更、育児休業など申請内容に変更があった場合、各種届は毎月18日までに保育園を通じて流山市に提出して下さい。（巻末参照）
- ③ 退園する場合は退園届を当月の18日までに園を通じて市に提出して下さい。

6 保育利用の開始及び終了について 2号・3号認定子ども(保育認定)

利用者の内定	市が行う利用調整による
退園理由	・ 2号・3号認定に該当しなくなったとき(卒園を含む) ・ 保護者からの退園の申出があった時 ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

7 登降園管理システムについて

当園では登降園管理システムを導入しています。

お子さん一人ずつのQRコード記載カードをお渡しします。登降園の際、事務室前のカードリーダーにかざして登降園時間を登録してください。

8 延長保育

① 標準認定（11時間 7：00～18：00）の場合

流山市の定めにより18：01～19：00の延長保育を利用された方は、利用された回数で保育料を別途、お支払いいただきます。

18：01～18：30 50円、以降10分ごとに50円加算、19：01以降のお迎えの場合、延長保育料に加え1,000円の遅刻料金が発生します。

※土曜日と園内研修日の場合は18：30以降で1000円加算となります。

② 短時間認定（8時間 8：15～16：15）の場合

短時間認定の方が16：15以降の保育を利用される場合は、利用された回数で延長保育料を別途お支払いいただきます。16：15までにお迎えをしていただくよう、ご注意ください。又、8：15より前にICカードをタッチされた場合にも延長保育料がかかります。

15分100円×利用回数＝1ヶ月の延長保育料（一人当たり）

*パート勤務等の理由で短時間認定の場合、勤務の都合で16：15を頻繁に過ぎてしまう方は、支給認定変更認定申請を行い標準認定（11時間）に変更することができます。

☆ 延長保育料の支払いは月末締め翌月27日引き落としとなります。

集金費用の内訳明細書で金額はお知らせします。

9 食事について

お子さんの年齢や発達に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前食	午後食
0歳児	10:00～11:30	14:15～15:30
1歳児	10:15～11:30	14:15～15:30
2歳児	11:00～11:30	14:15～15:15
3歳児 4歳児 5歳児	11:20～12:05 年齢・季節に合わせて変更があります	14:15～15:00

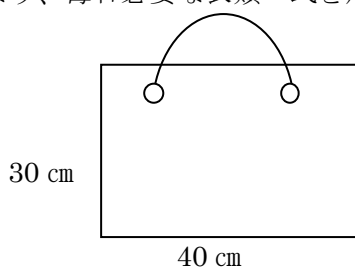
- 0歳児は保育士と1対1で順番に食事を食べます。
 - 1歳児は発達に合わせ、保育士と1対1から2対1そして3対1へと徐々にグループでの食事に移行します。
 - 2歳児は4対1のグループで食事をとります。
 - 0歳児～2歳児（9月頃まで）は午前・午後とも食事の形態です。
 - 3歳児～5歳児はセルフサービスで配膳を行い、グループで食事をとります。
 - 2歳児の後半～5歳児の午後食は軽食（おやつ）形態です。
- *献立表は毎月別途お知らせします。
*食物アレルギー等、個別の対応が必要な場合はご相談ください。

10 持ち物

a. 家庭から持ってくる物（必ず名前かマークを書いてください。）

年齢	0	1	2	3	4・5	備考
パンツ			2	1	1	ご用意いただく枚数と時期は担任と相談の上決定
半袖シャツ(下着用)	2	1	1	1	1	
Tシャツ類	2	2	2	2	2	綿製品
ズボン	2	2	2	2	2	
くつした	1	1	1	1	1	歩き始めた子から
外用靴		1	1	1	1	
うわばき				1	1	午睡時夏掛け用 5月から（0歳のみ年間使用）
バスタオル	1	1	1	1	1	
帽子	1	1	1	1	1	スーパーの袋でかまいません
汚れ物用ビニール袋	2	1	1	1	1	

★ 幼児クラスは自分の衣服の始末を自分でできるようになります。子どもが自分で出し入れができるよう、毎日必要な衣類一式を用意して下さい。



2歳児以上の持ち物は左記のサイズ以内の手提げ袋に入れて登降園してください。

受け入れ室とロッカーのスペースに限りがあるためご協力ください。

b. 園で揃えて実費を負担していただく物

対 象	そろえる物	単 価	数	金 額 (消費税含む)	備 考	
0 歳 1 歳	食 事 用 エ プ ロ ン	1,100 円	2	2,880 円		
	手拭タオル	170 円	4			
2 歳	食 事 用 エ プ ロ ン	1,100 円	2	2,880 円		
	手拭タオル	170 円	4			
幼 児	体操着	シャツ	2,210 円	1		4,660 円
		パンツ	2,450 円	1		
	手拭タオル	170 円	6	1,020 円		

※体操着 130cm サイズ以上はシャツ・パンツともに単価が上がります (2,610 円、3,000 円)

1.1 毎月の経費

項 目	摘 用	金 額	備 考
クリーニング代 寝具使用料	全 員	月額 950 円	シーツ等 洗濯 隔週 毛布は年 1 回
おむつ代 使用段階の変更に ついてはクラス担任 とお子さんの様子を 共有し、合意を持って 行います	必要な子	紙おむつ・おしりふき代 月 3,300 円 (税込) ごみ処理代一部負担金 月 420 円 <hr/> 合計 月 3,720 円 *開園日数の半分以上欠席した 場合は半額 1,860 円とします	*開園日数の半分以上欠席した 場合は半額 *パンツ移行期で午睡・外遊 (散歩)・行事のみ使用は 合計 月 930 円 *パンツ移行完了、午睡時の み使用の場合は自宅から持 参、処理も自宅で (忘れた 場合 1 枚 110 円)
給 食 費 (月に 1 回でも 食べた場合、 月額支払いです)	幼 児	主 食 費 1,150 円 副 食 費 4,750 円 <hr/> 合 計 5,900 円 土曜おやつ代 100 円 (土曜利用者のみ)	月に 1 回でも土曜保育利用をし た場合は、おやつ代 月額 100 円をお支払いいただきま す。
バス遠足積立	幼 児	月額 300 円	年間 3,600 円を 12 分割

- ・ 諸経費の支払いは全て口座引き落とし (NSS 日本システム収納) でお願ひします。
- ・ 毎月の経費は月末締め翌月 27 日に引き落としとなります。
- ・ 集金費用の内訳明細書を翌月 10 日前後に保護者の皆様に配布します。また、園で揃えて実費を負担いただく物の費用は 4 月 (入園月) の集金内訳明細書に記入します。
- ・ 残高不足などの理由で、指定口座より引き落としができなかった場合は、後日園に直接お支払い頂きます。

1 2 行事

a. くすの木保育園では季節を子どもと大人と一緒に楽しむ行事を大切にしています。

運動会・生活発表会は行いません。

- * 5月 芋苗植え (3・4・5歳児 保護者参加)
- * 6月 春の徒歩遠足 (3・4・5歳児)
- * 7月 七夕
- * 9月 実りの会 (全クラス、保護者参加)
- * 10月 秋の会 (3・4・5歳児 保護者参加)
秋のバス遠足 (3・4・5歳児)
- * 12月 冬至の会 (3・4・5歳児)
- * 2月 節分
- * 3月 桃の節句 (2・3・4・5歳児)
卒園遠足 (5歳児)
お別れ遠足 (3・4・5歳児)
卒園を祝う会 (5歳児、保護者参加)

b. 親子で楽しむ行事

わらべうたとお話の会 幼児 6月20日(土) 10:00~11:00

乳児 11月28日(土) 10:00~11:00

*園で子ども達があそんでいるわらべうたや集団あそびを親子で楽しみましょう。

子ども達のための詩やお話、人形劇などを職員が演じます。親子でご参加ください。

1 3 家庭と園との協力

a. 園の運営説明会

保育園について理解を深めていただけるよう説明会を行います。全家庭ご出席頂けるようご協力ください。

2027年3月13日(土) 13:00~14:30 運営説明会

b. クラス懇談会

クラスの年間の見通しや、その時々の子どもたちについて話し合う機会とします。

I期 1歳児~5歳児懇談会

5/18(月) くるみ

5/19(火) やまもも

5/20(水) ゆすらうめ 3歳

5/21(木) やまぼうし

5/22(金) やまぼうし

0歳児懇談会

6/12(金) あんず

} 17:15~18:15

II期 乳児 ビデオ参観と懇談

11/2(月) あんず

11/4(水)~5(木) くるみ

11/6(金)、9(月) やまもも

幼児 保育参観と懇談

11/10(火)~11(水) 3歳児

11/12(木)~13(金) 4歳児

11/16(月)~17(火) 5歳児

} 9:30~12:00
(終了時間はクラスによって異なります。)

III期

0歳児~1歳児懇談会

2/1(月) あんず

2/2(火) くるみ

} 17:15~18:15

11 月懇談会 給食の試食内容

対象年齢	内 容	食事代の有無
0 歳児	離乳食の味を知っていただくため離乳食とだしの試食	無
1 歳児	保育園の食事形態や味を知っていただくための幼児食の試食	有 380 円
2 歳児	野菜を食べられる幅が広げられるように保育園野菜レシピの紹介と試食	無
3 歳児	保育園の食事を知っていただくための幼児食の試食	有 380 円
4 歳児	子どもの発達に応じた料理と調理道具の紹介・試食	無
5 歳児	就学に向けた朝食の紹介と試食	無

1 歳児・3 歳児の保護者の皆様には、懇談会后給食の試食を行います。
(幼児食 1 食分 380 円)

c. 個人面談

5 歳児

年長児としてのお子さんの発達状況を保護者と園が共有し、就学に向けた準備を協力してすすめるため、以下の日程で個人面談を行います。

7/13(月)～16(木) の午後 (1 人 15 分程度)

2 歳児～4 歳児

お子さんの発達状況を保護者と園が共有し、一緒に子育てを行うために、個人面談を行います。

2/3(水)～2/12(金) の午後 (1 人 15 分程度)

☆その他必要に応じて個人面談を行いますので、お気軽にお申し出下さい。

d. 家庭訪問

入園時にお子さんへの理解を深めるために、担任が伺いますのでご協力下さい。
その他、必要に応じて行います。

e. 家庭との連絡

くすの木保育園では保護者との連携における基本姿勢として、子どもを中心に保護者と保育者が対面でコミュニケーションをとることを大切にします。そのうえで下記要件を満たす場合に連絡票の活用を園として対応します。

- ① 送迎の際、主な養育者が勤務の都合等により保育者と直接会えない場合
- ② 子どもの健康面などで特別な配慮が必要で、相互の連絡が密に必要な場合
- ③ その他、保護者と保育者相互に必要なことを認めた場合

クラス担任と保護者相互に連絡票の必要がなくなったと判断した場合は、年度途中でも連絡票の交換をやめることがあります。

保育中の病気やケガの様子については、園の書式でそのつど保護者にお知らせします。

1 4 協力日

① お弁当の日

くるみ組以上児は毎週土曜日お弁当を持たせてください。*0歳児は土曜日も毎週給食有

② 保育協力日（自由保育日）

◎2027年1月4日（月） 保育希望者は別途申し込みの上、お弁当を持たせてください

◎2027年3月13日（土） 午前 2026年度卒園を祝う会
午後 全保護者対象の2027年度運営説明会を行うため、
原則として自由保育日ですがご家庭での保育にご協力
ください。

◎2027年3月31日（水） 新年度準備のため保育室を空けて備品等の大がかりな移動と準備
が必要です。原則として自由保育日ですがご家庭での保育
にご協力ください。

保育希望者は別途申し込みの上、お弁当を持たせてください

◎1学期ごとにまとめ会議を行うため、12時までの保育にご協力下さい。

I期：7月4日（土） II期：12月12日（土） III期：3月6日（土）

1 5 健康管理

a. 健康診断 嘱託医が健康診断・発達相談を行います。

0・1・2歳児 年3回

3・4・5歳児 年2回

b. 歯科検診 年1回 6月

c. 歯磨き指導 年1回 6月（3・4・5歳児のみ）

d. 尿検査 年1回 6月

e. 身体測定 毎月（結果はクラスでお知らせします）

f. 日本スポーツ振興センターの共済に加入
（保育中のケガ等に対する医療費等の支給）

g. 賠償責任保険
東京海上日動火災保険株式会社 「保育園賠償責任保険」に加入

1 6 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関名 おおたかの森 SKIN・CHILD クリニック
院長名 葉山顯洋
所在地 千葉県流山市おおたかの森西1丁目13-1ANEX2 4階

(2) 歯科

医療機関名 東葛歯科診療所
所長名 堀内 悟
担当医師名 堀内 悟
所在地 流山市前平井155番地 わかばビル 4F
電話番号 04-7159-6557

1.7 園の安全管理について

a. 避難訓練をあらゆる状況(火災・地震等)を想定して毎月実施しています。開園時間中の様々な時間に訓練は実施しています。送迎時に訓練があった場合、保護者の皆様にもご参加いただきます。ご協力をお願いします。

b. 安全対策

総合警備(アルソック)と非常110番通報システムを設置しています。

お子さんのお迎えに普段と異なる方がお見えになる場合は、事前に連絡をお願いします。

連絡なく別の方がお迎えの場合、保護者に確認をさせていただく場合があります。

不審者対策として玄関扉に施錠システムを導入しています。専用カードで開錠し、扉は必ず閉めてください。専用カードを忘れた場合はチャイムを押し、お子さんのクラスと氏名をお伝えください、職員が内側から開錠します。紛失した場合は1,000円の実費をご負担願います。お子さんにカードを持たせないようお願いします。

c. 災害時の対応について

「くすの木保育園における地震等防災マニュアル」(別紙)に則り対応します。

① 災害時の緊急連絡体制

保育園では災害発生直後はお子さんの命を守ることを最優先に対応します。

一定の安全確保ができた後、園の状況をアプリとメール機能を利用して保護者に連絡します。電話での個別対応はできませんのでご理解ください。

② 災害時のお迎えについて

大災害発生後、建物が倒壊等で危険な状態以外は、基本的には保育園でお迎えを待ちます。万が一、別の場所へお子さんを避難誘導する場合は、移動先を掲示します。保護者がお迎えに見えるまで、お子さんは園が責任を持ってお預かりします。日頃から緊急時のお迎え者を家庭ごとに相談しておいてください。

③ 自然災害時(大地震・台風・河川の氾濫等)、新型コロナウイルスの発生時には人命尊重を優先し、行政と協議のうえ臨時休園する場合があります。(巻末参照)

d. 災害時に子どもたちの安全を確保するため園でも千葉県「施設機能強化推進加算」を活用し、災害用品・備蓄を進めます。

e. AED(自動体外式除細動器)を事務室に設置しています。地域の方達の大切な命を守るためにも協力します。

f. 個人用ロッカー・靴箱は各園児のためのものです。トラブルの元ですので、各園児の所有物以外の物品を園の許可なく入れることを禁止します。

g. 子どもたちに受動喫煙の恐れがあるため、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行(受動喫煙対策)に則り、保育園敷地内(園の借地も含む)での喫煙を禁止します。

1 8 個人情報保護について

当園では「個人情報保護に関する基本方針」に則り、保育実践に必要な情報の収集を行います。その取り扱いについては細心の注意を払い、保護者の皆様との信頼関係の構築に努めます。

1 9 苦情解決窓口のご案内

当園では苦情窓口を設けています。保護者の皆様の要望やご意見などをより気軽にお聞かせください。地域に根ざした開かれた保育園として、子どもたちの健全育成のために、お役に立てるよう努力してまいりますのでぜひご活用ください。

苦情解決責任者	岡安江津子（園長）
苦情受付担当者	大野佐織（主任）
第三者委員	蒲田孝代(東葛総合法律事務所弁護士) 堀江可居(おおぐろの森地区 社会福祉協議会 会長)

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けします。
苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

2 0 カスタマー・ハラスメントへの対応について

当法人では、園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育の質を高めるため、カスタマー・ハラスメント（以下、「カスハラ」といいます。）の防止に努めます。

1. 当法人では、カスハラについては、以下の通り定義しています。
保護者その他園児の関係者から、保育園の役員ないし職員に対し、保育園の業務に関して行われる著しい迷惑行為（暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為）であって、就業環境を害するもの
2. 当法人は、カスハラ防止のため、外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。
3. カスハラが発生し、職員が通常の保育業務を提供することが困難な事態となった場合、職員ないし役員に心身を著しく侵害される場合等は、当法人において必要かつ相当な措置を取ります。
4. カスハラが発生したことの事実確認や、その証拠の保全のために、施設内の録音機器や録画機器を利用することがあります。
5. カスハラに対しては、当法人よりしかるべき第三者への相談、書面による通告等の対応を取るものとします。
その後の状況に応じて、カスハラ加害者に対する面談対応の終了、当法人と同加害者との連絡を書面等に限って行うものとする措置、保育園敷地内への立入禁止要請、被害職員への接近禁止の措置等を取ることがあります。
6. その他の事項につき、当法人が定める「カスタマー・ハラスメント対応指針」における定めのとおりとします。

2 1 駐車場利用について

- * 保育園の保護者用駐車場は敷地内に 8 台あります。譲り合ってご利用ください。
- * 自転車は必ず自転車置き場に駐輪してください。道路に駐輪しないようご注意ください。

<駐車場使用にあたっての注意>

- ① 園周辺の道路は近隣小中学校の通学路です。徐行運転で児童生徒の安全を優先していただくようお願いします。
 - ② 保育園出入り口等に交通誘導員を配置します。子どもたちの安全を優先する誘導員の指示に従ってください。
 - ③ 保護者駐車スペースにのみ駐車してください。駐車場内・道路ではお子さんと必ず手をつないで歩いてください。
 - ④ 駐車場や周辺道路でお子さんを遊ばせないでください。
 - ⑤ 駐車台数に限りがあります。送迎後は速やかに出庫してください。
- * 園の周辺への駐停車はご遠慮ください。
 - * 駐車場での事故等について、保育園では責任を持ってません。お子さんの安全には十分注意いただき、ご利用ください。

1. 医師が記入した「意見書」が必要な感染症一覧

(こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」より)

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹(ちょう)後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

医師記入

意見書

くすの木保育園 園長 殿

クラス

園児氏名

月 日 病名

に罹患しましたが症状も回復し、

集団生活に支障がない状態になりましたので 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印又はサイン

保護者記入

2. 医師の診断を受け、保護者が記入する「経過報告書」が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること（乳幼児）
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

※経過報告書につきましては、別紙をご確認ください。

3. 医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

（こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」より）

✓	感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳せきが治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス 等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
	突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

↑ 該当疾患に✓をお願いします

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

登 園 届

くすの木保育園 園長 殿

クラス _____

園児氏名 _____

（医療機関名） _____

（ _____ 年 _____ 月 _____ 日 受診） において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

印又はサイン _____

投薬連絡票 （保護者記載用）

依頼先	くすの木保育園	依頼者氏名		保護者の電話番号	
主治医		子ども氏名		男・女	歳 月
電話番号		処方年月日	年 月 日	日に処方された 日分の1回分です	
病名または症状		薬の剤型 (該当に○)	粉 ・ 液 (シロップ) ・ 外用薬 ・ その他 ()		
薬の内容(該当に○)	抗生物質 ・ 解熱剤 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ 風邪薬 ・ その他 ()				
その他注意事項		薬事情報提供書	あり	なし	
日付	投薬方法 (該当に○)	投薬時間		受領者	投薬保育者
月 日 ()	水で溶く ・ そのまま ・ その他 ()	午前食 前後	その他 ()		
月 日 ()	水で溶く ・ そのまま ・ その他 ()	午後食 前後	()		
月 日 ()	水で溶く ・ そのまま ・ その他 ()	午前食 前後	その他 ()		
月 日 ()	水で溶く ・ そのまま ・ その他 ()	午後食 前後	()		

インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。お子さまの健康を守ると共に、施設における感染拡大防止のため、他の人に感染させる恐れのある期間は登所できません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分に療養し、回復してから登所するようにしてください。

お子様が回復し、登所する際には、『保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）』で示している登園のめやすである「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過していること（乳幼児の場合）」をくインフルエンザ出席停止期間早見表を参考に保育所と確認して、保護者の方が下記の【インフルエンザ経過報告書】を記入し、保育所へ提出してください。

＜インフルエンザ出席停止期間早見表＞

- ・インフルエンザの「発症」とは一般的に「発熱」を意味します。
- ・発症日を0日とし、翌日から発症後1日目と数えます。
- ・解熱した翌日から、解熱後1日目と数えます。
- ・登所後、咳や鼻水等の症状の改善がない場合は、再度受診勧奨をさせて頂く場合があります。

	発症日 0日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
例1	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	あと 1日休み	登園可能		
出席停止期間									
例2	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
出席停止期間									
例3	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
出席停止期間									
例4	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能
出席停止期間									

----- 切り取り -----

【インフルエンザ経過報告書】（保護者記入）

_____ 組 氏名： _____

インフルエンザ（A型・B型・疑い等）との診断を受け療養中のところ、下記のとおり医師の指示のもと、出席停止期間を満たし、回復したことを報告します。

よって、 ____ 月 ____ 日 より登所します。

1. 発症した日（発熱した日） ____ 月 ____ 日
2. 解熱した日（平熱に戻った日） ____ 月 ____ 日
3. 登所可能日（発熱した翌日から5日を経過、かつ解熱した翌日から3日を経過）
____ 月 ____ 日
4. 受診医療機関名 _____ （受診日： ____ 月 ____ 日）
- 5.

記載日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

保護者署名： _____